

令和5年5月1日

大竹市病児・病後児保育事業利用者 様

大竹市健康福祉部福祉課長

大竹市病児・病後児保育事業の利用について

大竹市の病児・病後児保育事業につきまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行することに伴い、令和5年5月8日（月）から次の取扱いに変更します。

お子様や病児保育従事者の安全を確保する観点から、病児保育室の感染防止対策について、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 お子様や同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、利用不可とします。
- 2 お子様に風邪症状が認められる場合、かかりつけ医が新型コロナウイルスのPCR検査又は抗原検査が必要と判断したときは、検査を受けてください。その場合、陰性の結果が確認されるまでは、利用不可とします。
- 3 お子様の通っている保育施設・小学校で、新型コロナウイルス感染症による休所・休校やお子様のクラスが学級閉鎖になった場合は、その間、利用不可とします。

※ 今後の状況によっては、取扱いが変更となる場合があります。その場合は、改めて周知いたしますので、よろしくお願いいたします。

問い合わせ

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市 健康福祉部 福祉課 児童係

電話 0827-59-2148（直通）